

新興感染症対策に係るロジックモデル

個別事業 (アウトプット)	初期成果 (初期アウトカム)	中間成果 (中間アウトカム)	目指す姿 (最終アウトカム)
<ul style="list-style-type: none"> 県内の感染状況の公表 感染対策に係る呼びかけ 県民向け相談窓口設置 相談の対応内容標準化 保健所等による講習会 患者発生時の施設調査 	<p>新興感染症の予防と治療に関する必要な情報の公開ができています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症週報の公表回数 ・県政記者室への情報提供回数 <p>県民向け相談窓口が機能している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民向け相談窓口の相談回数 <p>高齢者施設等の発生予防やまん延防止に必要な措置が講じられている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等への研修会 参加施設数 ・クラスター発生時の施設指導回数 	<p>県民が感染症を正しく理解し、適切な行動がとれている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種率 ・人流・県外からの流入者割合等 (v-resas) <p>患者・感染疑い患者が特定され、適切な感染対策ができています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症発生時の陽性率 <p>平時から感染症の予防と、発生時に備える事前対応型の行政が実現できています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策向上加算1～3の算定医療機関数 ・外来感染対策向上加算届出医療機関数 <p>入院を要する患者が適切な医療を受けられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症発生時の即応病床数 <p>入院を要しない患者が適切に療養できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症発生時の外来対応可能医療機関数 ・宿泊療養施設での入所数 <p>適切な進捗管理がされている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策連携協議会の開催回数 <p>家族・職場・地域で感染者・療養者への理解が向上している</p>	<p>新興感染症の感染拡大が抑制されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 【指標】 ・陽性者数 (10万人対) <p>感染症のまん延を防止し、患者に適切な医療を提供するとともに、感染症と全体の死亡者数を抑制できている</p> <ul style="list-style-type: none"> 【指標】 ・死亡率 (人口動態統計月報) ・超過死亡者数 <p>患者等の状態に応じた医療提供体制が確保されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 【指標】 ・入院者数 ・行政検査数 ・医療機関での検査数 ・治療薬の投薬患者数 ・救急搬送困難事例の割合 <p>「感染症の予防」と「患者等の人権の尊重」を両立できている</p> <ul style="list-style-type: none"> 【指標】 ・陽性者数 (10万人対) ・人権に関する県民意識調査において、人権意識は4～5年前に比べて高くなっていると思うと回答する割合
<ul style="list-style-type: none"> 医療措置協定の締結 備蓄状況の確認 衛環研の試薬等備蓄 県内の検査体制確認・協定締結 疫学に関する研修への参加 PCR検査が可能な職員養成 感染症対策に係る研修 協定による病床の把握 協定による対応数の把握 協議会での進捗確認 医療審評価部会での評価 県広報等による周知 	<p>医療措置協定に基づきPPEの備蓄を行う医療機関を確保できている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPEを備蓄している医療機関数 (2ヶ月分以上) <p>新興感染症の検査を十分に行う体制が確保できている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境研究所等での試薬備蓄量 (1000回分) ・各医療機関における検査可能数 <p>保健所や衛生環境研究所等の体制整備や人材育成を計画的に実施できている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IHEAT確保人員数 ・PCR検査が可能な職員数 ・必要医療人材が確保されている ・医療機関のICD・ICN数 ・職員向け研修受講者数 <p>医療措置協定に基づき、患者を入院させる病床を十分確保できている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関の確保病床数 <p>医療措置協定に基づき、患者を診療する医療機関を十分確保できている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関の外来対応可能数 <p>3年ごとに評価/改定が行われている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防計画・医療計画の改定 <p>県民が感染症について正しい知識をもち、差別等を受けないように配慮する体制が構築できている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X (旧ツイッター) 等を活用した県民向け広報回数 	<p>患者等の状態に応じた医療提供体制が確保されている</p>	<p>「感染症の予防」と「患者等の人権の尊重」を両立できている</p>